

尾道市草刈りマッチング事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遊休農地の解消及び発生を防止を通じて農地の有効活用を図り、新規就農の促進を図るため、草刈りマッチング事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、草刈りマッチング事業とは、自己が所有する農地の草刈り作業を依頼する者と他人が所有する農地の草刈り作業を引き受ける者とを尾道市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が仲介する事業をいう。

(委託者の要件等)

第3条 草刈りマッチング事業を利用して農地の草刈り作業を委託することができる者は、尾道市内に農地を有する者であって、農家台帳に記載のあるものとする。

2 前項に規定する者は、草刈りマッチング事業を利用して草刈りの委託を希望するときは、草刈り作業委託者登録申請書（別記様式第1号）を農業委員会に提出するものとする。

(受託者の要件等)

第4条 草刈りマッチング事業を利用して農地の草刈り作業を受託することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 尾道市内に住所又は事業所を有している個人又は事業者。
- (2) 刈払機その他の草刈り作業に必要な機械の使用に関する安全衛生教育を受けているもの。

2 前項に規定する者は、草刈りマッチング事業を利用して草刈りの受託を希望するときは、草刈り作業受託者登録申請書（別記様式第2号）を農業委員会に提出するものとする。

（登録及び開示）

第5条 農業委員会は、第3条第2項又は前条第2項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、その内容を草刈り作業管理台帳（別記様式第3号。以下「台帳」という。）に登録するものとする。

2 農業委員会は、農地の草刈り作業の委託を希望する者から受託を希望する者に係る情報（台帳に記載されている情報に限る。以下同じ。）の提供を求められたときは、当該情報を提供することができる。農地の草刈り作業の受託を希望する者から、委託を希望する者に係る情報の提供を求められた時も同様とする。

(登録の取消し)

第6条 農業委員会は、台帳に記載された内容がこの要綱に定める要件を満たさなくなった場合又は草刈りマッチング事業の目的に鑑みて不相当と判断した場合は、当該登録を取り消すことができる。

(利用の条件)

第7条 草刈りマッチング事業を利用して、農地の草刈り作業に係る契約を締結するときは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 契約書を作成すること。
- (2) 委託料は、適正な金額であること。
- (3) 委託料の支払時期について、草刈り作業の完了後とする旨を契約書に明記すること。
- (4) 委託者は、委託料の請求書を受理した日から14日以内に委託料を支払うこと。

2 農地の草刈り作業に係る交渉は、当事者同士が行うものとし、農業委員会は、直接これに関与しないものとする。

(契約締結の報告)

第8条 台帳に登録された者は、草刈りマッチング事業を利用して

農地の草刈り作業に係る委託契約を締結したときは、速やかにその旨を農業委員会に報告するものとする。

(完了報告)

第9条 農地の草刈り作業に係る委託契約の受託者は、委託料の支払いを受けたときは、完了報告書(別記様式第4号)により速やかに農業委員会に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、農業委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。